

(写)

令和5年10月27日

石川地方最低賃金審議会
会長 高見 俊也 殿

石川地方最低賃金審議会
石川県百貨店, 総合スーパー最低賃金
専門部会
部会長 木村 弘

石川県百貨店, 総合スーパー最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年8月29日、石川地方最低賃金審議会において付託された標記のことについて、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、労使双方が合意し、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

木村 弘
高見 俊也
長澤 裕子

(労働者代表委員)

奥山 正基
酒井 努
増田 明朗

(使用者代表委員)

石野 弘幸
橋本 政人
山下 修平

石川県百貨店, 総合スーパー最低賃金

- 1 適用する地域
石川県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 百貨店, 総合スーパー
 - (2) (1)に掲げる産業において管理, 補助的経済活動を行う事業所
 - (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間950円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和5年12月31日